

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

医療保険と介護保険の自己負担限度額

所得区分 (金額は課税所得)	後期高齢者 医療制度	国民健康保険・被用者保険			
		70～74歳 のみの世帯	70歳未満がいる世帯		
現役並み 所得者	690万円 以上	212万円	212万円	所得901万円超	212万円
	380万円 以上	141万円	141万円	所得600万超～ 901万円以下	141万円
	145万円 以上	67万円	67万円	所得210万超～ 600万円以下	67万円
一般(145万円未満)	56万円	56万円	所得210万円以下	60万円	
低所得者 (住民税非課税)	II	31万円	31万円	低所得者 (住民税非課税)	34万円
	I	19万円	19万円		

※ 低所得Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得IIの自己負担限度額31万円が適用されます。

高額医療・高額介護合算制度
 医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険)と介護保険の自己負担額の合計が高額になった場合、申請すると限度額を超えた分が支給されます。
対象 介護保険受給者がいて、令和2年8月～令和3年7月に掛かった医療費と介護サービス費の両方に自己負担があり、その合計額が左表の限度額を超える世帯
申請 昨年7月31日時点で加入している医療保険の担当窓口へ(郵送可)。後期高齢者医療制度の加入者は大阪府後期高齢者医療広域連合へ

限度額超過分の支給申請を

高 額医療・高額介護合算制度

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は

保険給付の状況から、支給対象になると判断できる人には、3月上旬までにお知らせと申請用紙を送付します。
 ※ 高額療養費(外来年間合算) 支給申請書が届いた人は、先にその申請を行う必要がありますのでご注意ください。

※ 期間中に市外から転入した人や、他の医療保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人は、前保険者が発行する「自己負担額証明書」が必要です。

被用者保険の加入者(会社員や公務員、船員など)は
 申請には介護保険課が発行する「自己負担額証明書」が必要です。証明書の発行については介護保険課にお問い合わせください。

問合 介護保険課(介護保険課 給付担当) ☎423・9447
 5) 国民健康保険課(健康保険課 健給付担当) ☎423・9457、後期高齢者医療制度課(大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課) ☎06・4790・2031、健康保険課(後期高齢者医療被用者保険) ☎423・9468、健康保険組合や共済組合など

国 民年金のお知らせ

家族の年金保険料も
 税控除の対象です

国民年金の保険料は、全額が税控除の対象です。控除を受けるには、1年間に支払った保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

家族の保険料を納付した分も対象になりますので、確定申告の際は家族分の証明書も添付してください。

問合 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
 0570・05・1165

老齢年金の受給者に
 源泉徴収票を送付しました

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象です。確定申告を行う受給者は、1年間の年金支払総額などを記載している「源泉徴収票(日本年金機構、各種共済組合から送付)」を確定申告時に提出してください。紛失した場合は再発行します。

問合 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

年金生活者支援給付金の請求

日本年金機構が8月末以降に送付した「年金生活者支援給付金の支給該当者に係る簡易な請求書(はがき型)」などの未請求者に対して、3回目の勧奨としてお知らせを送付します。手続きがお済みでない人は、至急手続きをお願いします。

問合 市民課国民年金担当 ☎423・9460、貝塚年金事務所 ☎431・1122

在 宅緩和ケア支援助成金をご存知ですか

平成25年度より、家族介護者支援のため、介護保険を利用できない末期がん患者へ、特殊寝台などの福祉用具貸与サービスと訪問入浴サービスに掛かった費用の一部(または全部)を助成しています。

対象 在宅の末期がん患者で介護保険サービスを利用できない人(40歳未満の末期がん患者、介護認定申請後で認めない)

助成額 対象サービスに掛かる費用の9割(生活保護受給者は10割)
申請方法 次の①～③を介護保険課まで提出してください

定調査前に死亡された人など)

対象サービス ①訪問入浴(介護保険サービスに準ずる) ②福祉用具貸与(特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具)

①申請書
 ②主治医の意見書・診断書など、がん末期とわかる書類
 ③内訳書・領収書(受領委任払いの場合は領収書不要)
 ※ ①②の様式は介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可。
問合 介護保険課 ☎423・9475

就 学通知書は届きましたか

今春、小・中学校に入学する新1年生の保護者の皆さんへ、就学通知書を1月下旬に

送付しました。まだ就学通知書が届いていない人は、お早めにご連絡ください。

問合 教育委員会総務課学事担当 ☎423・9607

広告

広告問合

㈱IM総合企画 ☎072・275・5449
 ㈱朝日オリコム大阪 ☎06・6226・1314
 ㈱宣成社 ☎06・6222・6888
 ㈱ウィット ☎072・668・3275